

大東市監告示第4号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成25年3月26日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 三ツ川武

【担当 監査委員事務局】

平成24年度 第2回定期監査の結果

1. 監査の対象

政策推進部

企画経営課、財政課、政策管理課、危機管理課、債権整理回収課

2. 監査の期間

平成25年1月9日～平成25年2月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、政策推進部の各課が分掌する平成24年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成23年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書等の提出を求めた。これらをもとに担当課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 監査の結果

政策推進部においては概ね適正に事務が執行されていた。

一部事業について、次のとおり意見を述べる。

(1) 人権行政基本方針について

人権行政基本方針は、市の全ての行政が人権の視点に基づいて行われることを定める基本的な指針である。特に、市の総合計画に計上された政策・施策を実現するためには、市民的諸権利としての人権の確立・維持・発展が不可欠であるとの認識から、総合計画と一体的に運用されるよう策定されている。そして平成20年4月には人権推進部が発展的に解消され、人権啓発を生涯学習部が、人権施策の企画と連絡調整を市民生活部が、そして人権行政基本方針を政策推進部がそれぞれ担うこととされ、組織改革にあたってはそれまでの人権に対する市の取り組みの成果が損なわれることがないように留意されたところである。

今回の監査において、総合計画の実施計画に計上された全ての事業について、各年度において人権行政推進の視点からの目標設定と評価が行われていること、また市内部の人権推進員会議において政策推進部から人権行政基本方針の説明が行われていることなど、人権行政基本方針の所管組織としての活動を確認できた。しかしながら、政策推進部の人権行政への関りは市民からは見えにくく、市における人権行政の旗振り役として、今後とも積極的な発信を行われるよう期待するものである。

(2) 大東市統計調査連絡協議会への補助金について

大東市統計調査連絡協議会の規約によれば、当該団体は「各種統計調査に従事する調査員の確保と連絡協調を図り、統計調査技術の向上ならびに統計知識の普及に寄与することを目的とする」団体であるとされている。市は当該団体の活動内容に公益性を認め、平成24年度は188,000円の補助金を支出されているところである。

今回の定期監査において、補助金の使途を確認したところ、補助金のほとんどは市民会館で行われている総会費と総会と同日に実施される管外での研修費に充てられていた。そして管外研修には補助金のより多くが充てられているが、研修内容に親睦的・娯楽的要素が強く表れていた。監査委員として、統計調査員の活動は市の統計業務に大きく貢献され敬意を表するものであるが、公金を支出するためには対象とする研修内容自体に公益性がなければならない。当該団体において、次年度の研修内容が適切に見直しが行われるよう、市の指導監督を求めるものである。

尚この件については、平成10年度に当職から同様の指摘をしており、今回の指摘に対しては確実な見直しが行われるよう強くお願いするものである。